第三十号、第三十七号の二、第四十二号、第四十八号及び第百三十号の二	二十七万円
第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号、第四十九号及び第百三十号の二	二十七万円
（略）	（略）
第六十五号、第六十六号及び第七十号	十八万七千円
第百二十二号の三及び第百三十号の二	二十七万円
四・五　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～四十七　（略）	（略）
四十八　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
四十八の二　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
四十九～九十　（略）	（略）
九十一　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十一の二　保安基準第四十六条の二に定める基準に係る試験	十八万七千円
九十一の三　（略）	（略）
九十二・九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号、第十七号の九、第二十号の二、第二十四号の二及び第九十一条の二	二十七万円

第三十号、第三十七号の二、第四十二号及び第四十八号	二十七万円
第三十号の二、第三十七号の三、第四十三号及び第四十九号	二十七万円
（略）	（略）
第六十五号、第六十六号及び第七十号	十八万七千円
四・五　（略）	

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～四十七　（略）	（略）
四十八　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験を除く。）	十八万七千円
四十八の二　保安基準第三十条第一項及び第三項に定める基準に係る試験（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車に係る試験に限る。）	十二万五千円
四十九～九十　（略）	（略）
九十一　保安基準第四十六条に定める基準に係る試験	十二万五千円
九十一の二　（略）	（略）
九十二・九十三　（略）	（略）

備考

一・二　（略）

三　次の表の上欄に掲げる規定の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、同欄に掲げる規定の自動車審査試験項目に関し同時に二以上の試験を受けようとする場合においては、同表の下欄に掲げる額とする。

（略）	（略）
第十七号、第十七号の九、第二十号の二及び第二十四号の二	二十七万円